

○臨床工学技士免許申請について

手続概要	臨床工学技士国家試験に合格した人が臨床工学技士免許を取得する際に申請する手続です。
根拠法令	臨床工学技士法第3条、臨床工学技士法施行規則第1条の3
申請方法	【提出先】 申請書類等は、厚生労働省(下記住所)へ書留で郵送してください。 ※ 所定の「免許証送付用」封筒(660円分の切手を貼ること)を同封すること。 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 (〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2)
その他	【手続対象者】 臨床工学技士国家試験に合格した者 【提出時期】 随時 【手数料(説明)】 登録免許税(収入印紙)は9,000円です。 【相談窓口】 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 【免許申請について】 有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の籍簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。 ※ 免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。